

南相馬市告示第139号

南相馬市既存住宅断熱改修支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示  
 南相馬市既存住宅断熱改修支援事業補助金交付要綱（令和6年南相馬市告示第167号）  
 の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前																					
<p style="text-align: center;">（補助金の交付申請）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、既存住宅断熱改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 明細書【断熱材、窓、ガラス、玄関ドア】（様式第4号の1、様式第4号の2、<u>様式第4号の3</u>、<u>様式第4号の4</u>及び<u>様式第4号の5</u>）</p> <p>(4)～(13) 【略】</p> <p>別表第4 部位別の必要な性能値の条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">熱抵抗値 (R値)</th> </tr> <tr> <th>天井</th> <th>外壁</th> <th>床</th> <th>間仕切壁等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.7以上</td> <td>2.7以上</td> <td>2.2以上</td> <td><b>2.2以上</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 熱伝導率（λ値）が0.042以上の断熱材（グレードがD4のもの）は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。</p> <p>別表第5 補助の対象となる戸と枠の組合せ</p>	熱抵抗値 (R値)				天井	外壁	床	間仕切壁等	2.7以上	2.7以上	2.2以上	<b>2.2以上</b>	<p style="text-align: center;">（補助金の交付申請）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、既存住宅断熱改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 明細書【断熱材、窓、ガラス、玄関ドア】（様式第4号の1、様式第4号の2、<u>様式第4号の3</u>及び様式第4号の4）</p> <p>(4)～(13) 【略】</p> <p>別表第4 部位別の必要な性能値の条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">熱抵抗値 (R値)</th> </tr> <tr> <th>天井</th> <th>外壁</th> <th>床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.7以上</td> <td>2.7以上</td> <td>2.2以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 熱伝導率（λ値）が0.042以上の断熱材（グレードがD4のもの）は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。</p> <p>別表第5 補助の対象となる戸と枠の組合せ</p>	熱抵抗値 (R値)			天井	外壁	床	2.7以上	2.7以上	2.2以上
熱抵抗値 (R値)																						
天井	外壁	床	間仕切壁等																			
2.7以上	2.7以上	2.2以上	<b>2.2以上</b>																			
熱抵抗値 (R値)																						
天井	外壁	床																				
2.7以上	2.7以上	2.2以上																				

戸の仕様	金属製高断熱フラッシュ構造	金属製断熱フラッシュ構造	金属製フラッシュ構造	金属製ハニカムフラッシュ構造	金属製又はその他(複層ガラス又はガラスなし)
	(複層ガラス又はガラスなし)	(複層ガラス又はガラスなし)	(複層ガラス又はガラスなし)	(複層ガラス又はガラスなし)	
金属製熱遮断構造	○	○	○	○	対象外
樹脂と金属の複合材料製	○	○	○	○	対象外
金属製又はその他	○	○	○	○	対象外

備考 玄関ドアの改修する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 熱貫流率が4.7W/(m<sup>2</sup>・K)以下であること。
- (2) 戸と枠の組合わせが別表第5のとおりであること。  
ア 市場投入され一般に入手できる製品であること。  
イ 欄間付き、袖付きは補助対象外とする。

戸の仕様	金属製高断熱フラッシュ構造	金属製断熱フラッシュ構造	金属製フラッシュ構造	金属製ハニカムフラッシュ構造	金属製又はその他
	複層ガラス	複層ガラス	複層ガラス	複層ガラス	複層ガラス
金属製熱遮断構造	○	○	○	○	○
樹脂と金属の複合材料製	○	○	○	○	○
金属製又はその他	○	○	○	○	○

備考 玄関ドアの改修する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 熱貫流率が4.7W/(m<sup>2</sup>・K)以下であること。
- (2) 戸と枠の組合わせが別表第4のとおりであること。  
ア 市場投入され一般に入手できる製品であること。  
イ 欄間付き、袖付きは補助対象外とする。

(4) 様式第3号を次のように改め、様式第4号の4の次に次の様式を加える。

【別添の様式を挿入】

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。